

青森県報

号外第四十六号

平成二十四年
七月六日
(金曜日)

目次

規則

青森県行政組織規則の一部を改正する規則…………… (人事課)…
青森県県税の特別措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則…………… (税務課)…

規則

青森県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年七月六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第三十九号

青森県行政組織規則の一部を改正する規則

青森県行政組織規則(昭和三十六年二月青森県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

別表第六青森県障害者施策推進協議会の項中「第二十六条第二項」を「第三十六条第一項」に、「つかさどる」を「処理すること」に、「第九条第五項」を「第十一条第五項」に、「必要な事項を調査審議する」を「必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視する」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県県税の特別措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年七月六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第四十号

青森県県税の特別措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則

青森県県税の特別措置に関する条例施行規則(平成十一年七月青森県規則第七十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「若しくは第九条又は第十二条第一項」を、「第九条若しくは第十二条又は第十五条第一項」に、「第十五条第一項」を「第十八条第一項」に改める。
第三条中「第十二条第三項又は第十五条第三項」を「第十三条第二項、第十五条第三項又は第十八条第三項」に、「第十二条第二項第一号」を「第十二条の対象施設等、条例第十五条第二項第一号」に、「第十五条第二項第一号」を「第十八条第二項第一号」に改める。

第四条第一項及び第五条中「及び第十四条(条例第十七条)」を、「第十四条及び第十七条(条例第二十条)」に改める。

第六条第一項中「及び第十四条」を、「第十四条及び第十七条」に、「又は条例第十二条第二項第一号」を、「条例第十二条の対象施設等又は条例第十五条第二項第一号」に改め、同条第二項中「第十七条において準用する条例第十四条」を「第二十条において準用する条例第十七条」に、「第十五条第二項第二号」を「第十八条第二項第二号」に改める。

第一号様式、第四号様式及び第五号様式中「又は第45条第一項」を「若しくは第45条第一項又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第10条の2第1項、第10条の5第1項、第17条の2第1項、第17条の5第1項、第18条の4第1項、第25条の2第1項、第25条の5第1項若しくは第26条の4第1項」に改める。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 青森県税の特別措置に関する条例（平成十一年七月青森県条例第三十五号）第十二条の規定により事業税及び不動産取得税の課税免除を受けようとする者は、平成二十四年三月二日以後この規則の施行の日から三十日を経過する日の前日までの間に改正後の青森県税の特別措置に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）（第二条第一項の表事業税の項及び不動産取得税の項に掲げる申告書（以下「申告書」という。）の提出期限が到来する場合には、改正後の規則第二条第一項の規定にかかわらず、課税免除申請書を、この規則の施行の日から三十日以内に地域県民局長に提出しなければならない。

3 青森県税の特別措置に関する条例第十二条の規定の適用がある者について、平成二十四年三月二日以後この規則の施行の日から三十日を経過する日の前日までの間に申告書の提出期限が到来する場合における改正後の規則第三条、第四条第一項及び第六条第一項の規定の適用については、改正後の規則第三条中「条例第二条の特定設備、条例第五条第一号の特別償却設備、条例第十二条の対象施設等、条例第十五条第二項第一号の特別償却設備又は条例第十八条第二項第一号の特定設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度に係る事業税の申告書の提出期限までに」とあり、改正後の規則第四条第一項中「県税条例第八十六条の規定により当該土地の取得に係る申告書を提出する際併せて」とあり、及び改正後の規則第六条第一項中「条例第二条の特定設備、条例第五条第一号の特別償却設備、条例第十二条の対象施設等又は条例第十五条第二項第一号の特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度に係る事業税の申告書の提出期限までに」とあるのは、それぞれ「青森県税の特別措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成二十四年七月青森県規則第四十号）の施行の日から三十日以内に」とする。

（発行所・発行人）
青森市長島二丁目一番一号
青森県

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭